

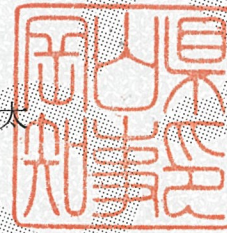
# 産業廃棄物処理施設変更許可証

令和4年5月20日

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125  
名称 エコシステム山陽株式会社  
代表取締役 山田 耕司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日	平成28年2月3日	許可番号	第8-(12)-1号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	<p>1 施設の種別 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設</p> <p>2 処理する産業廃棄物の種別 (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。） 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類、ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上8種類 (2) 特別管理産業廃棄物 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物（これらのうち低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。） 以上3種類</p>		
設置場所	岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字池ノ内668番、672番、字平岡谷674番、字火ノ谷681番1、1114番3、1114番5、字繁山1129番7 (計7筆)		

【以下裏面に記載】



処 理 能 力	燃え殻17.8、汚泥4.8、廃油6.1、廃プラスチック類8.0、金属くず48.0、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず48.0、がれき類48.0、ばいじん48.0、廃ポリ塩化ビフェニル等4.3、ポリ塩化ビフェニル汚染物60.0、ポリ塩化ビフェニル処理物60.0（以上、単位t/日（24時間））
許 可 の 条 件	なし
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無
留 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の設置にあたっては、各種関係法規を遵守すること。</li> <li>2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。</li> <li>3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。</li> </ol>
備 考	<p>平成 22年10月 14日 設置許可</p> <p>平成 25年 4月 30日 変更届（代表者の変更等）</p> <p>平成 28年 2月 3日 変更許可</p> <p>平成 28年 4月 20日 変更届（代表者の変更等）</p> <p>令和 2年 4月 17日 変更届（代表者の変更等）</p> <p>令和 4年 4月 21日 変更届（代表者の変更等）</p>